

(2025.12.01. 改定版 7時間以上8時間未満)

通所介護

介護予防通所サービス

ご利用契約書

在宅サポートセンター生田

デイサービス響

在宅サポートセンター生田 デイサービス響
通所介護・介護予防通所サービス

ご利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます。）と日本ケア創造株式会社（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して「在宅サポートセンター生田 デイサービス響」において行う通所介護サービスおよび介護予防通所サービス（以下、「通所介護サービス」）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- この契約の期間は、令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画の策定）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」または「介護予防通所サービス計画書」（以下・「通所介護計画書」）を作成します。事業者は、この計画の内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得て、事業者、利用者各1部を保有することとします。また、事業者は、必要に応じ、この計画の変更を行います。

第4条（通所介護サービスの提供場所・内容）

- 通所介護サービスの提供場所は「在宅サポートセンター生田 デイサービス響」です。所在地及び設備の概要は「契約書別紙」のとおりです。
- 事業者は、第3条で定めた通所介護計画に沿って通所介護サービスを提供します。事業者は通所介護サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望にそろようにします。

第5条(サービス提供の記録)

- 事業者は、通所介護サービスの提供に関する記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
- 利用者及びその家族は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項の記録を閲覧することができます。

第6条(料金)

- 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金表をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 事業者は、サービス利用月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に送付します。なお、要介護認定の更新等で申請中の場合は、結果が確定してからの請求とさせていただきます。
- 利用者は、請求書にもとづき、料金の合計額を請求のあった月の末日までに、事業者指定口座への振込み、現金支払い、口座自動振替等の方法で支払います。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条(サービスの中止)

- 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時半までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 利用者がサービス提供日の前日午後5時半までに通知することなくサービスの利用を中止した場合は、事業者は、利用者に対して「契約書別紙」に定めるキャンセル料金を請求できます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護サービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、「契約書別紙」に記載したとおりです。

第8条(料金の変更)

- 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより、「契約書別紙」に定める料金表の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金にもとづく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(登録の一時中止)

事業者は、利用者の入院若しくは病気等により、1カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、利用のための曜日登録を中止することができます。

第10条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院若しくは病気等により、3ヵ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③利用者が、他の利用者、従業者に対して契約を継続しがたいほどの暴力行為等が続いた場合
 - ④利用者またはその家族等が事業者やサービス従業者または他の利用者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡または被保険者資格を喪失した場合

第11条(秘密保持)

- 1 事業者及び事業に従事する者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第12条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条(緊急時の対応)

事業者は、利用者の健康状態の急変などのときには、あらかじめ決められた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医への連絡、協力医療機関への搬送等、必要な措置を講じます。

第14条(連携)

事業者は、通所介護サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。なお、第9条第2項または第4項にもとづいて解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護サービスに関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条(この契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めるものとします。

第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

川崎市多摩区栗谷4-6-13

日本ケア創造株式会社

代表取締役 岸 忠宏

<事業所>

川崎市多摩区栗谷4-6-13

在宅サポートセンター生田 デイサービス響

(介護保険事業所番号： 1475400816)

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

(電 話)

代理人

(住 所)

(氏 名)

印

【契約書別紙】

○担当責任者

氏名 平田 晶子 (相談電話: 044-955-2443)

○通所介護・介護予防通所介護サービスの内容

利用日	毎週	曜日
利用時間	9:30 ~ 16:30	
利用場所	在宅サポートセンター生田 デイサービス響 (川崎市多摩区栗谷4-6-13)	
設備等	定員 29人 食堂兼機能訓練室 108.7m ² 相談室 静養室 浴室 (1人浴槽、3人浴槽) 送迎車5台	

サービス内容 通所介護計画および介護予防通所介護サービス計画書に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、その他必要な介護等を行います。

職員体制

管理者	1名	常勤兼務
生活相談員	5名	常勤兼務
看護職員	3名	常勤兼務1名、非常勤兼務2名
介護職員	13名	常勤兼務5名、非常勤兼務8名
送迎職員	8名	管理者・生活相談員・介護職員が兼務

職種の職務内容は次のとおりとする。

①管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

②生活相談員

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、指定通所介護の利用申込みにかかる調整の補助、及び他の従事者と協力して通所介護計画及び通所介護相当サービス計画書（以下、「通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。また、利用者に対し日常生活上の相談・指導、その他必要な業務の提供に当たる。

③看護職員

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、健康管理、看護、その他必要な業務の提供に当たる。

④介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務の提供に当たる。

⑤運転手

利用者の送迎を行う

サービス提供地域

川崎市多摩区、川崎市麻生区

川崎市宮前区の一部

(潮見台、菅生ヶ丘、菅生、水沢、初山、白幡台、南平台、五所塚)

横浜市青葉区の一部

(美しが丘西、すすき野、もみのき台)

○通所介護料金（デイサービス利用料　　単位：円/日）

1. 基本サービスご利用料金（1割負担　通常規模型・7時間以上8時間未満）

要介護 1	706
要介護 2	833
要介護 3	965
要介護 4	1,097
要介護 5	1,231

2. 基本サービスご利用料金（2割負担　通常規模型・7時間以上8時間未満）

要介護 1	1,412
要介護 2	1,666
要介護 3	1,930
要介護 4	2,194
要介護 5	2,462

3. 基本サービスご利用料金（3割負担　通常規模型・7時間以上8時間未満）

要介護 1	2,118
要介護 2	2,499
要介護 3	2,895
要介護 4	3,291
要介護 5	3,693

4. ご利用した場合に加算させていただく料金（1割負担）

①入浴介助加算	入浴加算 I	43
②中重度者ケア体制加算		49
③認知症加算（※）		65
④サービス提供体制強化加算 I	要介護 1～5	24
※=認知症自立度Ⅲ以上と認定された方が利用された場合に加算されます。		

5. ご利用した場合に加算させていただく料金（2割負担）

①入浴介助加算	入浴加算 I	86
②中重度者ケア体制加算		98
③認知症加算（※）		130
④サービス提供体制強化加算 I	要介護 1～5	48
※=認知症自立度Ⅲ以上と認定された方が利用された場合に加算されます。		

6. ご利用した場合に加算させていただく料金（3割負担）

①入浴介助加算	入浴加算 I	129
②中重度者ケア体制加算		147
③認知症加算（※）		195

④サービス提供体制強化加算 I 要介護 1～5 72

※=認知症自立度Ⅲ以上と認定された方が利用された場合に加算されます。

7. 介護職員等処遇改善加算 I 上記利用総単位数の 9.2%/月

○総合事業の通所型サービス介護料金 (デイサービス利用料 単位:円/日)

1. 基本サービスご利用料金 (1割負担 通常規模型・7時間以上8時間未満)

要支援 1 = 入浴なし・月 1回～4回利用 364

月 5回利用 (1月につき) 1,820

= 入浴あり・月 1回～4回利用 407

月 5回利用 (1月につき) 2,034

要支援 2 = 入浴なし・月 1回～8回利用 373

月 9～10回利用 (1月につき) 3,729

= 入浴あり・月 1回～8回利用 416

月 9～10回利用 (1月につき) 4,158

2. 基本サービスご利用料金 (2割負担 通常規模型・7時間以上8時間未満)

要支援 1 = 入浴なし・月 1回～4回利用 727

月 5回利用 (1月につき) 3,639

= 入浴あり・月 1回～4回利用 813

月 5回利用 (1月につき) 4,067

要支援 2 = 入浴なし・月 1回～8回利用 746

月 9～10回利用 (1月につき) 7,457

= 入浴あり・月 1回～8回利用 832

月 9～10回利用 (1月につき) 8,315

3. 基本サービスご利用料金 (3割負担 通常規模型・7時間以上8時間未満)

要支援 1 = 入浴なし・月 1回～4回利用 1,091

月 5回利用 (1月につき) 5,458

= 入浴あり・月 1回～4回利用 1,219

月 5回利用 (1月につき) 6,101

要支援 2 = 入浴なし・月 1回～8回利用 1,119

月 9～10回利用 (1月につき) 11,186

= 入浴あり・月 1回～8回利用 1,248

月 9～10回利用 (1月につき) 12,472

4. ご利用した場合に加算させていただく料金 (1割負担)

①サービス提供体制強化加算 I	要支援 1 (1月につき)	95
	要支援 2 (1月につき)	189

5. ご利用した場合に加算させていただく料金（2割負担）

①サービス提供体制強化加算 I	要支援 1 (1月につき)	190
	要支援 2 (1月につき)	378

6. ご利用した場合に加算させていただく料金（3割負担）

①サービス提供体制強化加算 I	要支援 1 (1月につき)	285
	要支援 2 (1月につき)	567

7. 介護職員等処遇改善加算 I 上記利用総単位数の 9.2%/月

○ご利用した場合にご利用者に全額負担していただく料金

①食費（昼食 700 円、おやつ代 120 円）	820
②趣味活動費	実費
③日用品代（ご利用を希望した場合にのみご提供）	実費

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦 1 日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を申し受けます。

① 通所日の前日午後 5 時半までに御連絡いただいた場合	無 料
② 上記以外の場合（注）	1,000 円

（注）ただし、緊急搬送を要する重篤な体調不良等、やむを得ない事情でサービスを受けられない場合は、この限りではありません。

○健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

○この契約第6条にもとづく請求書、明細書及び領収書の送付先

＜お支払い方法＞ (口座振替 ・ 現金払い)

氏名	(続柄:)
住所	〒
電話番号	(電話:) (携帯:)

○緊急時のご連絡先

この契約第 12 条にもとづき、 _____ 様の健康状態の急変等の
緊急時には、下記に連絡いたします。

【緊急連絡先】

順位	氏名	関係	住所	電話番号
1				
2				
3				

主治医

病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

- ・サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り返ることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんので御了承下さい。

○相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情などは、下記窓口までお申し出下さい。

【相談・要望・苦情窓口】

(電話) 044-955-2443 (FAX) 044-955-1722
(担当者) 平田 晶子 (ひらた あきこ)
(受付時間) 月～土曜日 8:30～17:30

【保険者の相談窓口】

川崎市健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課
(電話) 044-200-2633
神奈川県国民健康保険団体連合会
(電話) 045-329-3400